

特定商取引法における

クーリング・オフ制度って？ ②

クーリング・オフとは、事業者などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。令和4年6月より、はがきなどの書面以外にも、**電子メールなどでも通知ができるようになりました。**

通知について

● 電子メールの場合

新規メッセージ

宛先 XXXXX@YYY.co.jp

件名 クーリング・オフ

株式会社 ×××× 御中

次の契約を解除します。
契約年月日 令和○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社 株式会社 ××××
□□営業所
担当者 △△△△

支払った金額 ○○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
東京都○○市○○町○番○号
氏名 ○○○○

Check Point

契約が特定できる情報を記載

- ・ 契約年月日
- ・ 商品名
- ・ 契約金額
- ・ 契約者名 等

クーリング・オフの通知は、
発信した時点で効力が発揮される
ので、**通知日は必ず記載**

クレジット契約をしている場合、
クレジット会社にも同じ内容を通知

既に代金を支払っている場合や商品を受け取っている場合にはその旨を記載

● 電子メール以外にも、クーリング・オフの通知ができます。

事業者のWeb
ページにある
クーリング・オフ
専用サイト

クーリング・オフに関するお申し出

情報入力 → 確認 → 完了

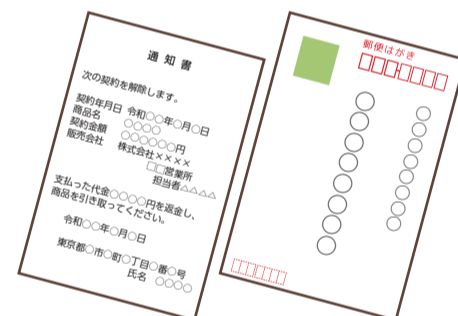
このページでクーリング・オフのお申し出を送ります。

お名前	姓	名
フリガナ	セイ	メイ
お申込み番号	No.	-

SNSやアプリの
ダイレクト
メッセージ



はがき
などの
書面

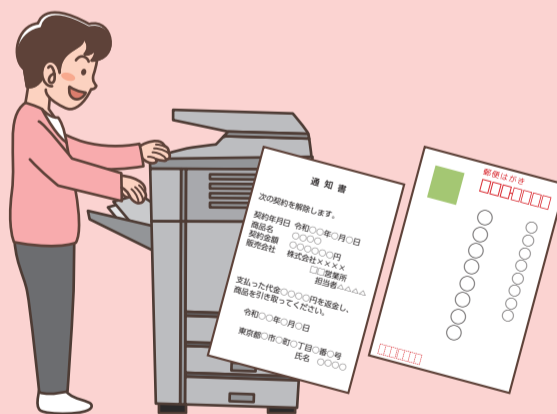


POINT! 通知内容と通知日が分かるものを保管

送信済みのメールは
必ず保存



メッセージ送信画面の
スクリーンショット (画面保存)



書面の場合は、

- すべてのコピーを取る
 - 郵便局で「特定記録郵便」、
「簡易書留」で送付
- ※受領書とともに保管

クーリング・オフについて分からないこと、不明なことがあれば
消費生活センターに相談しましょう。

[消費者ホットライン] 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

東京都の消費生活に関する情報サイト



東京らしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都多摩消費生活センター